



登録進む空き家バンク 売却や賃貸、活用後押し

空き家の増加は全国的な社会問題となっています。

総務省の「2023年住宅・土地統計調査」によると、本県の総住宅数に占める空き家の割合は約16%。6月に1戸が空き家となっている状況です。空き家を放置すると、老朽化による倒壊や景観の悪化を招くだけでなく、大雨や積雪などで近隣を巻き込んだ事故が起こる可能性もあります。危険な空き家を減らし地域の安全を守るためには、解体や適切な管理に加え、売却や賃貸などの活用も大切です。県内各市町村は空き家バンクを設置し空き家の活用を進めています。



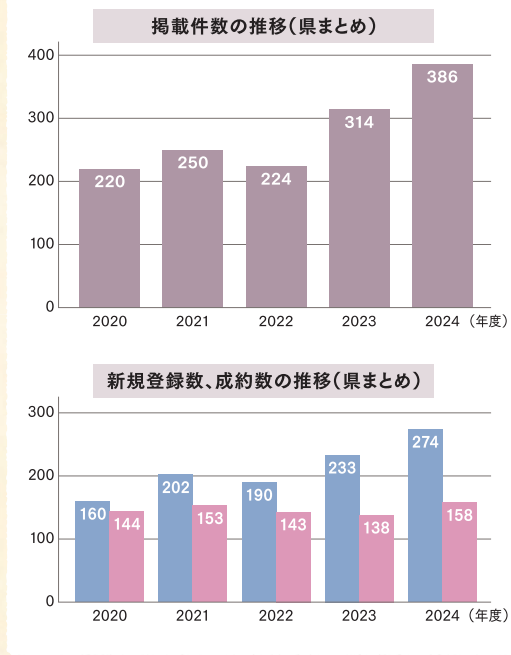
全25市町村に設置

物件情報を登録、公開

空き家バンクは、移住者など空き家の利用希望者に物件の情報を紹介する制度です。市町村が運営しており、県内では全25市町村に設置されています。営利目的ではないため、利用希望者は費用を抑えて物件を探すことができます。

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者は空き家バンクに申し込み、所在地や建物の構造、延べ床面積など必要な情報を登録します。市町村はこれらをホームページ（HP）などに掲載し、利用希望者に情報提供します。所有者や利用希望者から相談を受けたり、物件のマッチングを行ったりする自治体もあります。

県内 空き家バンク



増える新規登録

成約は年間140件超

県内では2006年、美郷町が最初に空き家バンクを設置。本年度までに全市町村が空き家バンクを設けました。年度末時点のHPなどへの掲載件数は、20年が220件でしたが、24年は386件と1.7倍に増えました。今年3月末時点の延べ掲載件数は2212件でした。新規登録数も増加傾向となっており、20年が160件、24年は274件でした。

空き家の活用と市場動向について、公益社団法人全日本不動産協会県本部の担当者に聞きました。

◇ ◇

「空き家を含めた中古住宅の市場動向について教えてください。」

「建築資材や人件費、物流費などの高騰により、新築住宅の着工件数が減少傾向にある一方、若年層を中心に手ごろな価格がある中古住宅の需要が高まっています。購入後にリノベーションして資産価値を高める動きもあります。不動産事業者による買い取りと再販売も増加傾向となっており、全国で増え続ける空き家が、住宅供給の一翼を担っている状況です。」

「なぜ空き家が増えているのですか。」

「少子高齢化により人口減少が進み、高齢者の住居の維持管理が難しくなり、相続した家に住み続ける人が減ったりして空き家が増えています。空き家の増加は景観や生活環境、治安の悪化につながる可能性があります。そうならないために解体撤去や再利用という選択肢があります。当協会は、空き家バンクの活用と空き家ビジネスを連携させながら売買、管理、賃貸、解体などにつなげたいと考えています。」

中古住宅の市場動向 手ごろな感、若年層に人気

相談窓口はこちら

**秋田県宅建物取引業協会
不動産無料相談所**
水曜 午後1時～4時（予約制）
※来所または電話による対応
☎018-865-1671

全日本不動産協会秋田県本部
月・金曜 午前9時～午後5時（※祝日は除く）
※電話または来所事前受付
☎018-827-7075



空き家のこと
なんでもお気軽に
ご相談ください！

専門家がアドバイス 県の空き家相談会

県は、空き家の管理や売却、解体などの対応に関する「空き家相談会」を開催しています。空き家の所有者や、自宅が空き家になる見込みの人などが対象。不動産事業者や司法書士など専門家がアドバイスをしています。

日程や会場などの 詳細はこちら



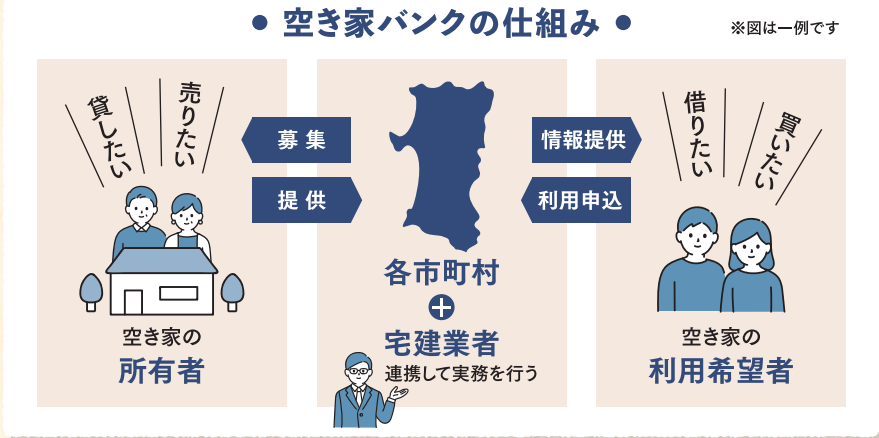
11月以降、来年2月までに県内各地で7回の相談

湯上市は8月1日、空き家バンクを設置しました。市は9月30日、全日本不動産協会県本部、県宅建物取引業協会と連携協定を締結。制度整備に取り組んでいます。

同市の空き家の数は24年度時点で942戸。これには活用が難しい物件も含まれるため、実際に空き家バンクに登録できる物件は他市町村と比べ、それほど多くないの見込まれています。一方、市が県外で開催する移住・定住フェアなどで「空き家バンクを活用したい」「費用をかけずに物件を探したい」などの声が寄せられています。空き家バンクを運営する地域づくり課の菊池俊主査は「市内には1人暮らしの高齢者も多いため、将来、空き家はさらに増えるでしょう。空き家バンクの仕組みづくりを通じて、地域を活性化していきたいです」と話していました。

「秋田暮らし」
はいめの一步
秋田県移住・定住総合ポータルサイト

各市町村の空き家情報はこちら



空き家のご相談は マークのお店に



のこった のこった

商標登録：524269549

秋田県宅建協会

〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL.018-865-1671



行政書士にお任せください

官公署に提出する書類 各庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等

権利義務に関する書類 遺産分割協議書、各種契約書、内容証明、定款等

事実証明に関する書類 実地調査に基づく各種図面類、各種議事録、会計帳簿、申述書等

行政書士は、上記書類の作成とその代理、相談業務、許認可に関する手続の代理を業としています。皆様が何かを始めたいときや困ったときには、お近くの行政書士にお気軽にご相談下さい。

秋田県行政書士会 TEL.018-864-3098

確かな施工技術で資源循環・地域環境保護を。

当協会は、解体工事業として健全な発展と社会的地位の向上を図り、地域環境の保全を推進して建設業の一翼を担う専門工事業として、社会に貢献していくことを目的としています。

構造物や建築物の解体工事は増加の一途を辿っており、高度の解体工事施工技術が要求されています。そのため当協会会員には、「解体工事施工士」の資格者が在籍し、現場に常駐しています。

リサイクルの促進、循環型社会形成を目的とした「建設リサイクル法」により「分別解体」が義務づけられ、廃材の再資源化を推進しています。

解体のご相談等については、当協会へご連絡いただければ近隣地区の優良業者をご紹介します。

一般社団法人 秋田県解体工事業協会
秋田市旭北栄町1-49 GOWINビル 4階C号 TEL.018-838-6070 <http://www.akita-kaitai.jp>

「空き家問題」も 司法書士にご相談ください。

秋田県司法書士会では、相続登記相談センター及び総合相談センターを設置し、相続・遺言・成年後見・借金問題など、司法書士による登記・法律の無料相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。

相談予約電話 ☎018-824-0055

秋田県司法書士会

ホームページもぜひご覧ください ▶ 秋田県司法書士会

業界最古（創立73周年、昭和27年設立）の歴史と信頼

不動産の開業を しっかりサポート

資金、情報、信用力など不動産業経営には必要なものがいっぱい。全日本不動産協会・不動産保証協会が御社の起業・運営をさまざまな角度から支援いたします。

私たちは、**オールジャパン**のネットワーク体制で、**空き家の問題**に取り組んでおります!!

公益社団法人 全日本不動産協会

秋田県本部 ☎018-827-7075
〒010-0951 秋田市山王五丁目9-11
山王ガーデンビル1F-B

ZENNICHI
公益社団法人 全日本不動産協会
<https://akita.zennichi.or.jp/>

47都道府県すべて